

4 山形県市町村職員研修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、山形県市町村職員研修協議会（以下「協議会」という。）の規約に定める市町村職員の研修に関し必要な事項を定めるものとする。

(研修の区分及び実施方法)

第2条 研修は、次の区分により行う。

- (1) 一般研修 職務の各階層において必要とされる知識、教養及び技術等の習得並びに能力の育成を図るために行う研修
- (2) 指導者養成研修 各市町村等が実施する職員研修の指導者を養成するために行う研修
- (3) 専門研修 行政需要や行政課題等に的確に対応できる各種能力の育成並びに知識及び技能の習得、現についている職務の遂行に必要な専門的知識及び技能の習得を図るために行う研修

2 研修は、県が実施する研修に参加する方法で行うことができる。

3 研修は、市町村職員及び一部事務組合の職員を対象に実施する。ただし、市町村職員の受入れは一部事務組合職員の受入れに優先する。また、第1項第3号の専門研修は、山形県職員を受入れることができる。

(研修計画)

第3条 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎年3月31日までに翌年度の研修実施計画を作成し、市町村長及び一部事務組合の管理者（以下「市町村長等」という。）に通知するものとする。

(研修生の決定)

第4条 研修を受ける職員（以下「研修生」という。）は、市町村長等の推薦に基づき、会長が決定する。

- 2 市町村長等は、研修生を推薦しようとするときは、会長が指定する日までに研修生推薦書（別記第1号様式）を提出するものとする。
- 3 会長は、前項に基づき推薦された職員が別に定める資格要件等に適合すると認めたときは、研修生として決定し、速やかに当該市町村長等に通知するものとする。
- 4 市町村長等は、研修生が受講することができなくなったときには、理由書等を付記して速やかに会長に報告しなければならない。

(研修生の義務)

第5条 研修生は、研修の期間中、会長の定める規律に従い研修に専念しなければならない。

(退所措置)

第6条 会長は、研修生が次の各号の一に該当するときは、山形県市町村職員研修所

長（以下「所長」という。）の意見を聞き、退所させることができる。

- (1) 正当な理由がなく研修に出席しないとき
- (2) 規律に違反し、改める見込みのないとき
- (3) 心身の故障により退所させることが適当と認めたとき

2 会長は、前項の規程により退所させたときは、当該市町村長等に速やかに通知するものとする。

（研修効果の測定）

第7条 所長は、研修生に対して試験、その他の方法により研修効果の測定を行うことができる。

（研修結果の通知）

第8条 所長は、研修終了後、研修生の出欠状況その他の事項を速やかに会長に報告し、会長は、受講状況通知書（別記第2号様式）により当該市町村長等に通知する。
（修了証書の交付）

第9条 所長は、必要と認める研修課程について、誠実に研修を受け、研修課程を良好に修了したと認められる研修生に対して修了証書（別記第3号様式）を交付することができる。

（研修の記録）

第10条 所長は、研修が修了したときは研修記録（別記第4号様式）を作成し、保管するものとする。

（委任）

第11条 この規程に定めるもののほか、研修の実施に関し必要な事項は、会長が所長と協議して別に定める。

附 則

この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。